

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第40号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年倉吉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(給与及びその額) 第2条 略 2 略 3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の165</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例（昭和28年倉吉市条例第30号）第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(給与及びその額) 第2条 略 2 略 3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例（昭和28年倉吉市条例第30号）第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。
第3条 略 2 略 3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、 <u>6月に支給する場合において100分の170、12月に支給する場合において100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第3条 略 2 略 3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(給与及びその額) 第2条 略 2 略	(給与及びその額) 第2条 略 2 略

<p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例（昭和28年倉吉市条例第30号）第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の165</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例（昭和28年倉吉市条例第30号）第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、<u>6月に支給する場合において100分の170、12月に支給する場合において100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。